

# 第11回新ごみ処理施設整備等調査特別委員会会議記録

日 時 令和3年3月22日(月曜日)  
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午後 2時30分 開議  
午後 2時48分 散会

付託事件

議案第3号

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

① 議案第3号 水戸市下入野健康増進センター条例

## 2 出席委員(27名)

委員長	福島辰三君	副委員長	小川勝夫君
委員	滑川友理君	委員	萩谷慎一君
委員	土田記代美君	委員	田中真己君
委員	中庭次男君	委員	佐藤昭雄君
委員	綿引健君	委員	木本信太郎君
委員	後藤通子君	委員	田口文明君
委員	森正慶君	委員	鈴木宣子君
委員	黒木勇君	委員	高倉富士男君
委員	飯田正美君	委員	小泉康二君
委員	大津亮一君	委員	渡辺政明君
委員	須田浩和君	委員	栗原文隆君
委員	袴塚孝雄君	委員	五十嵐博君
委員	安藏栄君	委員	田口米蔵君
委員	松本勝久君		

## 3 欠席委員(なし)

## 4 委員外議員出席者(1名)

議長 内藤丈男君

## 5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻充君	副市長	秋葉宗志君
市長公室長	小田木健治君	政策企画課長	宮川孝光君
総務部長	園部孝雄君	行政経営課長	熊田泰瑞君

財 務 部 長 白 田 敏 範 君 財 務 部 參 事 兼 財 政 課 長 梅 澤 正 樹 君

市 民 協 働 部 長 川 上 幸 一 君 市 民 協 働 部 副 部 長 小 嶋 い つ み 君

市 民 協 働 部  
技 監 兼  
体 育 施 設 整 備  
課 長 青 山 和 夫 君

生 活 環 境 部 長 佐 藤 則 行 君 新 ご み 処 理 施 設 整 備 課 長 宮 田 正 一 君

清 掃 事 務 所 長 清 水 健 司 君

6 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長 小 嶋 正 徳 君 事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長 関 谷 勇 君

議 事 課 長 永 井 誠 一 君 議 事 係 長 綱 島 卓 也 君

書 記 武 田 侑 未 子 君 書 記 昆 節 夫 君

午後 2時30分 開議

○福島委員長 引き続き、御苦労さまです。

定足数に達しておりますので、ただいまから第11回新ごみ処理施設整備等調査特別委員会を開催いたします。

これより議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表(2)のとおり、議案第3号であります。

お諮りいたします。審査の進め方につきましては、初めに執行部に提出議案の説明を求め、次に質疑を行い、御意見等を伺った後、採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福島委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、これより執行部から提出議案の説明を願います。

議案第3号 水戸市下入野健康増進センター条例について、執行部から説明願います。

宮田新ごみ処理施設整備課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 議案書①の11ページをお開き願います。

市議会議案第3号 水戸市下入野健康増進センター条例につきまして、生活環境部新ごみ処理施設整備課提出の特別委員会資料により御説明申し上げます。

1の制定理由でございますが、市民の健康増進と多世代交流を促進するための交流拠点として、下入野健康増進センターの設置及び管理を行うため、必要な事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容につきましては、議案書に記載の条文により、御説明させていただきます。

まず、第2条において、水戸市下入野健康増進センター、水戸市下入野町1944番地の1に設置すると定めたものでございます。

次に、第3条は屋内プールをはじめ、記載の各施設を定めたものでございます。

第4条は、地方自治法第244条の2第3項の規定によりまして、当センターの管理を指定管理者に行わせることと定めたものでございます。

第5条は、指定管理者が行う業務、第6条は、利用時間及び休日を定めたものでございます。

12ページをお開き願います。

第7条から第10条までは、利用の許可等に関する規定を定めたものでございます。

第11条から第13条まで及び別表で、利用料金に関する規定を定めたものでございます。

屋内プール、トレーニング室などの各施設の利用料金につきましては、14、15ページ、別表を御覧願います。こちらは、青柳公園屋内プール、東町運動公園体育館など市内の各施設の料金と同額としたものでございます。

15ページ、3の温浴施設及びグラウンドゴルフ場につきましては、市内に同様の施設がないことから、県内の施設の利用料金を参考に設定させていただいたものでございます。

附則の第2項で準備行為に関する規定を、第3項で水戸市公共施設における暴力団等の排除に関する条例

の一部改正を行ってございます。

資料の1ページにお戻りいただきまして、3の施行期日につきましては令和4年4月1日、附則第2項については公布の日としております。

資料の2、3ページに配置図及び平面図を添付してございますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○福島委員長 ただいま執行部から説明がございました。

それでは、これより質疑を行いたいと思います。

議案第3号について、質疑のある方は発言願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、今の内容で、この間、我々の意見の中で方向性が出たところでございますけれども、指定管理料について、この間の話はまだ生きているのかどうなのかという確認だけちょっとさせていただきたい。というのは、人件費が8,600万円から6,300万円になって、総額2億円幾らということで、指定管理者制度をやりますよという御説明でありました。その前提となるのが、2,300万円の人件費の減額になるんだと。しからば、そういった関係から指定管理者が望ましいというふうな御判断をされたら、こういうような御説明を受けたわけでありましてけれども、これについての考え方が指定管理者から今度は一定の管理者に代わっていくわけですね。そういう中で、この考え方が生きているのか、また、変化されているのか、この辺についてだけちょっと確認させていただければと思います。

○福島委員長 宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 袴塚委員の御質問にお答えいたします。

指定管理者の選定方法、それから指定管理料につきましては、公募または非公募をすることにつきまして、先日の特別委員会における委員の御意見を踏まえまして、現在改めて検討を進めているところでございます。

○福島委員長 よろしいですか。

○袴塚委員 じゃ、いいです。

○福島委員長 委員のこの間の意見は十分尊重をして、その方向でやっているということ。

○袴塚委員 はい、分かりました。

○福島委員長 松本委員。

○松本委員 これから、指定管理者を決定されていくんだろーと思いますけれども、利用料金等についてもやっぱり先ほどの新市民会館の特別委員会と同じような意見になってしまうのかなと思うんですけども、地元住民が使う場合と、市外の方が使う場合の料金の考え方がこの中に含まれているのかどうか。冬と夏の料金の違いとか、これはプールだとかなんかの問題だろうと思うんですけども、一般と中高生、小学生などの料金の違いはありますが、地元住民と市外の方との使用料の差というのはどのように考えていらっしゃるんですか。お答えいただきたいと思います。

○福島委員長 ただいまの意見は、この料金表の中に市民の利用と市民以外の他市町村の人が利用した場合の配慮があるのかどうかということですよ。

宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 松本委員の御質問にお答えいたします。

本市を含みます県央地域の9市町村は、それぞれの市町村が設置する公の施設の住民が相互に利用することにつきまして、平成31年4月に協定を締結しております。そのことによりまして、本施設におきましても、市内の他施設同様に県央地域9市町村における利用については市内利用者と同額となります。それ以外の利用者の方には条例の規定の料金を徴収することとなります。

○福島委員長 だから、この料金表は、市民が使うのと水戸市外の方が使うのに差があるのかということなんです。例えば、簡単に言うと、我々が常陸大宮市の温浴施設に行くと、我々は500円だけれども、常陸大宮市民は300円、だからそういう市民に対する特別の割引があるのかどうかということに対しては、県央9市町村でやっているからないという答えなんでしょう。

宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 失礼いたしました。

近隣9市町村の方は水戸市の住民と同じ利用料金ということになります。それ以外の市町村在住の方は、100分の150、1.5倍という利用料金を設定させていただきたいと思います。

○福島委員長 だって、そういうのは書いていないでしょう。どこに書いてあるのですか。駄目だよ。この表を見て、一目瞭然で分からないで、腹でここに書いていないことを考えたって。なければなくてしょうがないんだから。本当のことを言わないと駄目だよ、作り話は駄目だよ。

宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 失礼いたしました。

12ページをお開き願います。

12ページの第11条、利用料金のところの第2項、この中のただし書のところ、本市に住所を有しない者に係る利用料金の額は、当該指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額に100分の150を乗じて得た額とする、ということで1.5倍の料金ということになります。

○福島委員長 だから、その書いてあるのは分かったから、料金表には書いていないでしょう。料金表を見たときに、100分の150というのは幾らになるのですか。500円だと250円足すから750円なの。そう計算するのか。それで分かりますか。何かあれば。

渡辺委員。

○渡辺委員 松本委員さんの関連ですけれども、利用料金が別表に第11条関係で出ております。

この中に、例えば水戸市民である障害者とか、また後期高齢者等についての規定とか利用のそういうものはあるんですか、それとも考えていないんですか。

○福島委員長 分かりますか。今言っているのは、後期高齢者や障害者は別に定めるのか、それをどう考えるのか。

宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 特に定めてはおりません。

○福島委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 これは健康増進センターでしょう。やっぱりそういう意味では、今後の人口動態を考えると、後期高齢者がどんどん増えている中で、そういう形での例えば健康増進をもう徹底的にするということも、これは大事なことなんじゃないかと思うんですけども、そういうのは最初から一切考えなかったんですか。

○福島委員長 考えてこないと駄目だよ。もう議案は直せないんだから、はっきり言ってください。だから、説明を求めているんだから、分かりやすく説明してください。

宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 利用料金につきましては、表に定めてございますとおりでございますが、利用料金の減免につきましては、これまでのスポーツ体育施設等の類似施設の減免基準を適用してまいります。

○福島委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 これ、例えば第12条に、指定管理者は、市長が特別な理由があると認めるときは、利用料金を減額し、または免除するものとする、ということになっているので、やっぱりこれは詳細な規定もきっちり出しておくべきだというふうに思いますので、一応意見として述べておきます。

○福島委員長 十分に意見は尊重してください。

飯田委員。

○飯田委員 今の話と関係するんですけども、健康増進センター条例も先ほどの新市民会館の特別委員会のときと同じようになっておりまして、利用料金の減免は、指定管理者は市長が特別の理由があるとき、ということで、全く同じ記述なんですね。これは設置管理条例ということでありまして、細かいところは委任で、先ほども委任の条項がありまして、この条例の施行規則でも定めることにもなっているもので、規則の検討とかどのようにやっているか、ちょっとお尋ねします。

○福島委員長 だから、飯田委員、前回もめたのは、一応、新市民会館みたいに金もうけで経営するというものじゃなくて、この指定管理は、水戸市のスポーツ振興協会のそういう関係でやっていけば、どうせこれでもうかるわけがないんだから、市民負担をかけないようにと、それは配慮するということだから、そこら辺を含めて。

飯田委員。

○飯田委員 あと、先ほどもありましたけれども、利用料金の上限額とあるんですけども、結局、上限額というのはあくまでも元の額が基本的な金額で、1時間当たり120円とかいろいろありますけれども、これで減免が加わると、これ以下になるという意味で上限額と書いてあるのですか。

○福島委員長 宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 条例上の上限額ということで設定させていただいております。

○福島委員長 飯田委員の言うとおりで。

ほかにございますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○福島委員長 それでは、議案第3号について採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○福島委員長 総員挙手。

よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと存じます。

以上をもちまして、本委員会を終わります。

午後 2時48分 散会